

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

新聞や知人を通じて国民年金の特例納付の制度を知り、A市役所へ相談に行ったところ、25年を満たさないと年金を受給できないと言われたので、私が7年分の国民年金保険料を妻の分と一緒にB銀行に併せて15万円から16万円を納付した記憶がある。申立期間にかかわる領収書も所持しているのに、申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、昭和48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料は未納とされているが、申立人の所持している過年度納付の領収書及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにA市の国民年金被保険者名簿から、同期間は納付済みであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、夫がA社を辞めたことから、それまで加入していなかった国民年金への加入手続を昭和45年10月にB市役所で行い、その時に夫婦二人分の国民年金保険料を同市役所で納付した記憶がある。それにもかかわらず、夫の国民年金保険料が納付済みとなっていて、私の保険料のみが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を含めて国民年金加入期間は完納していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫がA社を離職したことを契機に、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得し、申立人の夫が国民年金の被保険者資格を再取得した年月日は、社会保険庁の被保険者記録照会等のオンライン記録から、いずれも昭和45年10月31日と同一日であることが確認できる上、申立人が「同年10月にB市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と具体的に記憶していることから、申立人が保険料を一緒に納付したとするその夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされている

のは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できないとの回答があった。私の母から、「おまえは長男だから、お父さんがちゃんと国民年金保険料を納めておいた。」と聞いており、亡き父が保険料を納めていたはずなので、昭和41年4月から42年3月までの1年間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A村（現在は、B市）が管理する国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることが確認でき、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び社会保険庁のオンライン記録で未納とされていることとに齟齬^{そご}が見られる。

また、申立人の申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が厚生年金保険に加入していた昭和45年4月から同年10月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間についても、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所の特殊台帳から保険料の納付が確認できる上、市町村から、「国民年金保険料は納税貯蓄組合長による集金が行われていた。」との回答を得ており、申立人が、「国民年金保険料は、すべて亡き父が納めてくれていた。納税組合が保険料の集金を行っていた。」とする主張には信ぴょう性があり、申立人の申立期間のみの保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び記録訂正により未納期間とされた昭和46年3月を除く国民年金保険料をすべて納付済みであり、平成14年4月以降は前納している上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の亡き父の国民年金の記録を見ると、申立期間を含む昭和37年4月から43年3月までは申請免除期間であるが、43年4月以降は申立人の両親共に保険料を完納していることから、申立人及びその家族の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人は、「自分の国民年金保険料は、父がC県に行って農業の手伝いなどをして得た収入で、毎年納付していた。」と具体的に記憶していることから、申立期間の保険料を未納とする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料については、毎月、納税貯蓄組合の集金人に対して、税金と一緒に納付していた。また、納税貯蓄組合からは納税や国民年金保険料の納付について指導を受けて、それに従ってきたので、税金を未納にしたことも無ければ、保険料を未納にしたことも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、昭和36年4月から60歳で国民年金被保険者資格を喪失する平成8年11月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金保険料の納付年月日が確認できるA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間後の昭和39年度から51年度までの保険料を納付期限内に納付している上、昭和59年4月から平成8年11月までの期間、国民年金の付加保険料も併せて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の前年度（昭和36年度）及び翌年度（38年度）の国民年金保険料が過年度納付された記録となっているが、38年度の保険料が一括で過年度納付された昭和39年7月8日時点において、申立人が先に時効が到来する申立期間の保険料を未納のままとし、時効消滅させることは不自然である。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿で時効消滅になっている9か月のうち社会保険庁のオンライン記録では3か月が納付済みになっている上、

同市の国民年金被保険者名簿では昭和 37 年 4 月から同年 6 月が納付済みになっているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では同年 8 月から同年 10 月までが納付済みになっており、行政側の記録管理に齟齬^{そご}が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月21日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨の回答を受けた。
私は、昭和31年6月1日に入社し、平成5年3月31日に離職するまでC社(旧A社)に継続して勤務していた。また、申立期間当時はD支店からB支店に転勤した時期であるが、退職や病気等で休んでいたことは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社作成の人事カード、A社の発令簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務

所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、実家の店番をしていた時に、A村B地区の国民年金保険料集金人のC氏へ納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、実家の店番をしていた時に、A村B地区の国民年金保険料集金人のC氏へ納付していた記憶がある。」と主張しているが、申立人の姉は、「昭和32年ころから37年12月まで実家の店番をしていたが、家族（申立人、母及び私）の国民年金保険料を納付したことは無かった。」と証言している上、A村からは、「申立人が居住していた地域において、C氏による国民年金保険料の集金が行われたかどうかは確認できない。」との回答を得ている。

また、申立期間のうち、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人及びその姉は、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料が未納であるほか、申立人、その母及び姉は、いずれも同年4月から39年3月までの期間は申請免除となっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

新聞や知人を通じて国民年金の特例納付の制度を知り、A市役所へ相談に行ったところ、25年を満たさないと年金を受給できないと言われたので、夫が7年分の国民年金保険料を私の分と一緒にB銀行に併せて15万円から16万円を納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が昭和50年11月4日に払い出された後、同年12月15日に国民年金法附則第18条による特例納付及び過年度納付を行ったことが申立人の所持している領収書から確認できる。

また、申立人の所持する特例納付及び過年度納付の領収書の納付期間を見ると、昭和48年4月から同年9月までの期間を除いて作成されているところ、これは、当該特例納付の納付可能期間が36年4月から48年3月までであり、申立期間は、制度上、特例納付ができない期間である上、国民年金手帳記号番号の払出日から2年間を経過しており、申立期間は時効により納付することができないとされる期間と合致している。

さらに、申立人の夫が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から51年3月まで

夫が勤務するA町役場には、職員の妻も将来に備えて国民年金に加入しておいた方がよいとの空気感があったことから、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めることにした。

申立期間当時は、A町役場発行の納付書で、B金庫C支店の窓口又は同支店の集金担当者を通じて国民年金保険料を納付しており、月額保険料が600円、800円及び1,200円に値上げされていったのを記憶している。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月10日以降に払い出されており、国民年金の資格取得日は同年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

また、申立人は、「国民年金に加入した当初からA町役場から郵送されてくる納付書で、B金庫C支店の窓口又は同支店の集金担当者に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立期間のうち昭和40年5月から46年9月までは印紙検認方式であり、納付書は発行されていないことから、その主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の月額、600円から始まり、800円及び1,200円と値上がりしていったと記憶しているが、申立期間当初の保険料額は100円であり、実際の保険料額とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、会社を退職した昭和46年6月ころにA町役場（現在はB市役所）で国民年金の加入手続をした。また、47年3月に結婚し、同年4月から夫婦二人分の国民年金保険料をA町役場の窓口で直接納めた記憶がある。それにもかかわらず、申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年6月ころに国民年金の加入手続を行い、47年3月の婚姻後に夫婦二人分の国民年金保険料を町役場で納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは54年4月13日以降であり、その時点では、申立期間の大部分が時効により納付できない期間である上、申立人には過年度納付及び特例納付を行った記憶は無く、その形跡も見られない。

また、A町から住所変更した記録も無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は72か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から事情を聴取しても、「国民年金の加入手続は覚えていない。」としており、具体的な国民年金の加入手続が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。